

総務常任委員会資料
2022年(令和4年)6月21日
政策局ジェンダー平等推進室

## 市民参画条例の検証等に関する取組について

本市では、自治基本条例を制定（平成22年4月施行）し、「市政への市民参画」「協働のまちづくり」「情報の共有」という基本原則をはじめとした自治の基本ルールを定め、市民主体のまちづくりを推進しています。

「市政への市民参画」に関しては、さらに市民参画条例を制定（平成23年4月施行）し、すべての市民に参画の機会が保障され、市民との情報共有・信頼関係のもと、市政に多様な市民の意見を反映することを基本として、市民参画の推進に取り組んでいます。

つきましては、これらの条例の内容が社会情勢に適合しているか、また条例に定める取組が適切に実施されているか等について、検証等を行っていきます。

### 1 市民参画条例の検証

#### (1) 現状（これまでの経緯）

条例施行からの5年間は、市の附属機関である市民参画推進会議により、市民参画手続が適正に実施されているか等の確認を行い、平成28年度からは市が取りまとめた各年度内の市民参画手続の実施状況の公表を行ってきました。

#### (2) 今後の取組

条例施行から一定の期間が経過し、ジェンダー平等や多様性など社会情勢も大きく変化してきたこと、また、本年4月に施行されたインクルーシブ条例に基づき、より多様な当事者参画が求められることなどを踏まえ、市民参画推進会議を開催し、条例の内容や運用状況の検証等を行います。

##### ① 検証の対象

- ・現行条例の内容
- ・平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）における市民参画手続の実施状況

##### ② 検証項目

- ・多様な声の市政への反映
- ・市民参画の更なる推進、質の向上に関する必要な取組
- ・条例の運用状況の確認

## 2 自治基本条例の検証

### (1) 現状（これまでの経緯）

自治基本条例第38条には「条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかの検証及びその必要な見直しについて、市民参画のもとで行う」ことが規定されています。

前回の検証は、平成27年10月から平成29年2月にかけて、条例に規定する制度の質を向上させることを主眼に検証を行いました。

### (2) 今後の取組

前回の検証から5年が経過したことを踏まえ、市民検証会議を開催し、同条例及び関連施策等について検証等を行います。

#### ① 検証の対象

- ・現行条例の内容
- ・前回検証以降の「条例の趣旨に則った制度（以下「制度」という。）」の実施状況

#### ② 検証項目

- ・制度内容の社会情勢への適合
- ・制度の実施状況及び条例の内容と本市の現状との適合
- ・市の基本方針及び取組の方向性の条例への適合

## 3 検証の体制

学識経験者、弁護士、市民活動団体代表者、障害当事者、大学生、公募市民の10名が、市民参画推進会議及び自治基本条例市民検証会議の委員を兼任し、幅広い視点から両条例の検証を行い、必要に応じた見直しを検討します。

## 4 スケジュール

6～9月 市民参画条例の検証 市民参画推進会議を3回程度開催（予定）

9月 総務常任委員会報告

10～3月 自治基本条例の検証 市民検証会議を3回程度開催（予定）

12・3月 総務常任委員会報告